

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（抜粋）

（中央教育審議会答申 平成28年12月21日）

（「主権者教育」「公共」関連部分抜粋）

第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

5. 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

（主権者として求められる資質・能力）

- 議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、18歳への選挙権年齢の引下げにより、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが求められている。
- また、主権者教育については、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができるようになることが求められており、そのためには、政治に関わる主体としてだけでなく広く国家・社会の形成者としていかに社会と向き合うか、例えば、経済に関わる主体（消費者等としての主体を含む）等として適切な生活を送ったり産業に関わったりして、社会と関わるができるようになることも前提となる。
- こうした主権者として必要な資質・能力の具体的な内容としては、国家・社会の基本原理となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力である（別紙5参照）。これらの力を教科横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。
- これらの力を育てていくためには、発達段階に応じて、家庭や学校、地域、国や国際社会の課題の解決を視野に入れ、学校の政治的中立性を確保しつつ、例えば、小学校段階においては地域の身近な課題を理解し、その解決に向けて自分なりに考えるなど、現実の社会的事象を取り扱っていくことが求められる。
- その際、専門家や関係機関の協力を得て実践的な教育活動を行うとともに、現実の複雑な課題について児童生徒が課題や様々な対立する意見等を分かりやすく解説する新聞や専門的な資料等を活用することが期待される。
- また、主権者教育については、家庭・地域との連携が重要であり、例えば投票に対する親しみを持たせるために、公職選挙法改正により全国で可能となったいわゆる子連れ投票の仕組みを生かして保護者が児童生徒を投票所に同伴したり、児童生徒と地域の課題について話し合ったりすることや、地域の行事などで児童生徒が主体的に取り組む機会を意図的に創出していくことが期待される。

第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

2. 社会、地理歴史、公民

②教育内容の改善・充実

i) 科目構成の見直し

(公民科の科目構成)

○ 公民科の科目構成を見直し、家庭科、情報科や総合的な探究の時間等と連携して、現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに、それらを活用して自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む共通必修科目としての「公共」を設置し、選択履修科目として「倫理」及び「政治・経済」を設置する。その際、現行の選択必修科目「現代社会」については、科目を設置しないこととする。

○ 共通必修科目である「公共」については、(1) ②で示した資質・能力を踏まえつつ、次の三つの大項目で構成する。

- ・ 第一には、自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、他者との協働により国家や社会など公共的な空間を作る主体であるということを学ぶとともに、古今東西の先人の取組、知恵などを踏まえ、社会に参画する際の選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、また、公共的な空間における基本的原理(民主主義、法の支配等)を理解し、以降の大項目の学習につなげることが適当である。
- ・ 第二には、小・中学校社会科で習得した知識等を基盤に、第一で身に付けた資質・能力を活用して現実社会の諸課題を、政治的主体、経済的主体、法的主体、様々な情報の発信・受信主体として自ら見いだすとともに、話し合いなども行い考察、構想する学習を行うことが適当である。

その際、例えば、政治参加、職業選択、裁判制度と司法参加、情報モラルといった各主体ならではの題材を取り上げるとともに、指導のねらいを明確にした上で、各主体の相互の有機的な関連が求められる。例えば、財政と税、消費者の権利や責任、多様な契約などの題材を取り扱うことが適当である。

また、これらの主体となる個人を支える家族・家庭や地域等にあるコミュニティを基盤に、自立した主体として社会に参画し、他者と協働することの意義について考えさせることが求められる。

- ・ 第三には、前二つの学習を踏まえて、持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けて、諸課題の解決に向けて構想する力、合意形成や社会参画を視野に入れながら、構想したことの妥当性や効果、実現可能性などを指標にして議論する力などを育むことをねらいとして、現実社会の諸課題、例えば、公共的な場づくりや安全を目指した地域の活性化、受益と負担の均衡や世代間の調和が取れた社会保障、文化と宗教の多様性、国際平和、国際経済格差の是正と国際協力などを探究する学習を行う構成とすることが適当である。

また、これを発展的に学習する選択履修科目として「倫理」、「政治・経済」を位置付ける。

- なお、これらの地理歴史科や公民科の各科目においては、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察し、事実を客観的に捉え、公正に判断することを妨げることのないよう留意するとともに、客観的かつ公正な資料に基づいて指導するよう留意することが必要である。

ii) 教育内容の見直し

- 社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想する力を養うためには、現行学習指導要領において充実された伝統・文化等に関する様々な理解を引き続き深めつつ、将来につながる現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しを図ることが必要である。具体的には、日本と世界の生活・文化の多様性の理解や、地球規模の諸課題や地域的な諸課題の解決について、例えば、我が国の固有の領土について地理的な側面や国際的な関係に着目して考えるなど、時間的・空間的など多様な視点から考察する力を身に付けるなどのグローバル化への対応、持続可能な社会の形成、情報化等による産業構造の変化やその中での起業、防災・安全への対応や周囲が海に囲まれ、多くの島々からなる海洋国家である我が国の国土の様子、主権者教育において重要な役割を担う教科として選挙権年齢の18歳への引き下げに伴い財政や税、社会保障、雇用、労働や金融といった課題への対応にも留意した政治参加、少子高齢化等による地域社会の変化などを踏まえた教育内容の見直しを図ることが必要である。
- 小学校社会科においては、世界の国々との関わりや政治の働きへの関心を高めるよう教育内容を見直すとともに、自然災害時における地方公共団体の働きや地域の人々の工夫・努力等に関する指導の充実、少子高齢化等による地域社会の変化や情報化に伴う生活や産業の変化に関する教育内容を見直すなどの改善を行う。
- 中学校社会地理的分野においては、「世界の諸地域の学習」において地球規模の課題等を主題として取り上げた学習を充実させるとともに、防災・安全教育に関して空間情報に基づく危険の予測に関する指導を充実させるなどの改善を行う。

同じく歴史的分野においては、我が国の歴史的事象に間接的な影響を与えた世界の歴史の学習についても充実させるとともに、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどの動きを取り上げるなどの改善を行う。

更に公民的分野においては、防災情報の発信・活用に関する指導、情報化など知識基盤社会化による産業や社会の構造的な変化やその中での起業に関する扱い、選挙権年齢引き下げに伴う政治参加等に関する指導を充実させるなどの改善を行う。

主権者教育で育成を目指す資質・能力

- 主権者教育で育成をめざす資質・能力を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理すると、以下のようになると考えられる。

(知識・技能)

- ・ 現実社会の諸課題（政治、経済、法など）に関する現状や制度及び概念についての理解
- ・ 調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能

(思考力・判断力・表現力)

- ・ 現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・ 現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力

(学びに向かう力・人間性等)

- ・ 自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

※ 主権者教育の目的(主権者教育の推進に関する検討チーム最終まとめ(平成28年6月))

「主権者教育の目的を、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせる」ものとされている。

主権者として必要な力を育む教育のイメージ

教科等横断的な視点から教育課程を編成

<主権者として必要な資質・能力>

社会の基本原則となる法やきまりについての理解を前提に、政治的主体、経済的主体等やその複合的な主体に必要な知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

【幼児教育】 きまりの大切さに気付き守ろうとする／地域の人々などに親しんだり、地域の催しや公共施設など生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ

【生活科】 集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができる／自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心をもち、地域の良さに気づき、愛着をもつ

【特別の教科 道徳】 様々な集団の中で自分の役割を自覚して集団生活の充実に努める／社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努める(小・中)

【総合的な学習の時間】 地域の教材を活用しながら、地域の特色に応じた課題についての学習活動(小・中・高)

「自発的・自治的な活動」に係る理解や思考・判断等【特別活動等】

- ・学級活動・児童会活動を通じた集団の一員としてよりよい学校づくりへの参画【小・特別活動】
- ・学校行事でボランティア活動などの体験活動【小・特別活動】

等

・学級活動・生徒会活動を通じた集団や社会の一員としてよりよい学校づくりへの参画【小・特別活動】

等

・ホームルーム活動・生徒会活動を通じた集団や社会の一員としてよりよい学校づくりへの参画【小・特別活動】

・学校行事で職場体験やボランティア活動などの体験活動【高・特別活動】

等

「政治や経済」に係る理解や考察・構想等

- ・地方公共団体や国の政治の働き【小・社会】
- ・我が国の農業や水産業、工業生産、情報産業【小・社会】
- ・身近な消費生活と環境(物や金銭の使い方と買物)【小・家庭】

等

・民主政治と政治参加【中・社会】

・市場の働きと経済(金融の仕組みや働き、雇用と労働条件等を含む)【中・社会】

・国民の生活と政府の役割(社会保障の充実を含む)【中・社会】

・世界平和と人類の福祉の増大【中・社会】

・身近な消費生活と環境(消費者の基本的な権利と責任)【中・技術・家庭】

・環境に配慮した消費生活【中・技術・家庭】

等

・現代の民主政治と政治参加の意義【高・公民】

・現代の経済社会と経済活動の在り方【高・公民】

・現実社会の諸課題(財政と税、消費者の権利や責任、多様な契約、社会保障、国際平等を含む)【高・公民】

・生活における経済の計画と消費【高・家庭】

・生涯の生活設計【高・家庭】

等

「法やきまり」に係る理解や考察・構想等

- ・日本国憲法における国民としての権利及び義務【小・社会】
- ・法やきまりの意義【小・道徳】

等

・現代社会をとらえる見方・考え方【中・社会】

・人間の尊重と日本国憲法の基本的原則【中・社会】

・法やきまりの意義、規律ある安定した社会の実現【中・道徳】

・公正、公平、社会正義、社会参画、公共の精神【中・道徳】

等

・公共的な空間における人間としての在り方・生き方【高・公民】

・公共的な空間における基本的原理【高・公民】

等

【家庭科】生涯の生活を設計するための意思決定／近隣の人々との関わり、幼児との触れ合い、高齢者など地域の人々との関わりを通じた幼児・高齢者理解の推進

【社会・地歴・公民】身近な地域の観察や調査、見学などの体験的な活動、模擬選挙、模擬裁判等の実践的活動の推進

身近な地域社会との関わり

国家及び社会における現実の具体的事象との関わり

家庭・地域と連携した主権者教育の推進

国家及び社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力の育成

高等学校学習指導要領における「公共」の改訂の方向性

新必修科目「公共」

資質・能力

- 現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論の理解、及び諸資料から、倫理的、政治的、経済的、法的、様々な情報の発信・受信主体等となるために必要な情報を効果的に収集する・読み取る・まとめる技能
- 選択・判断するための手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、現代の社会的事象や現実社会の諸課題の解決に向けて、事実を基に協働的に考察し、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして論拠を基に議論する力
- 現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚、我が国及び国際社会において国家及び社会の形成に積極的な役割を果たそうとする自覚 など

(1)「公共」の扉

「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」を育成

⇒ 自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、他者との協働により国家や社会など公共的な空間を作る主体であるということをもとに、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論、公共的な空間における基本的原理を理解し、(2)、(3)の学習の基盤を養う。

ア 公共的な空間を作る私たち

⇒ 今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえ、①「様々な立場や文化等を背景にして社会が成立していること」、②「自立した主体とは何か」を問い、自らを成長させることや、対話を通じてお互いを理解し高め合うこと」の両者によって公共的な空間を作り出していくことについて学ぶ。

イ 公共的な空間における人間としての在り方生き方

⇒ 社会に参画し、他者と協働する倫理的主体として、行為の善さを個人が判断するための手掛かりとなる、①「その行為の結果である、個人や社会全体の幸福を重視する考え方」と②「その行為の動機となる人間的責務としての公正などを重視する考え方」について理解させる。その際、行為の結果について、多面的・多角的に考えていくことが重要であることなどの留意点についても指導する。

ウ 公共的な空間における基本的原理

⇒ 個人と社会との関わりにおいて、個人の尊重を前提に、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保をともに図ることなどの公共的な空間における基本的原理について理解させる。その際、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務、相互承認などを取り上げる。

倫理的主体となる私たち

(2)自立した主体として国家・社会の形成に参画し、他者と協働するために

⇒ 小・中学校社会科で習得した知識等を基盤に、(1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理等を活用して現実社会の諸課題を自ら見出し、考察、構想するとともに、協働の必要理由、協働を可能とする条件、協働を阻害する要因などについて考察を深める。その際、公共的な空間を支える様々な制度の改善を通じてよりよい社会を築く自立した主体として生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力及び態度を養い、(3)の学習が効果的に行われるよう課題意識の醸成に努めるようにする。

ア 政治的主体となる私たち

<題材の例>

政治参加、世論の形成、地方自治、
国家主権(領土を含む)、国際貢献...

財政と税、社会保障、市場経済の機能と限界、雇用、労働問題
(労働関係法制を含む)...

職業選択、金融の働き、経済のグローバル
化と相互依存関係の深まり...

多様な契約、メディア、情報リテラシー、男女共同参画...

(ア～エのうち二つ、あるいは三つが複合的に関連し合う題材を取り扱うことが考えられる)

裁判制度と司法参加...

消費者の権利や責任、契約...

情報モラル...

ウ 法的主体となる私たち

エ 様々な情報の発信・受信主体となる私たち

※ 様々な主体となる個人を支える家族・家庭や地域等にあるコミュニティ

⇒ 世代間協力・交流、自助・共助・公助等による社会的基盤の強化

(3)持続可能な社会づくりの主体となるために

⇒ (1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理等を活用するとともに、(2)で行った課題追及的な学習で扱った現実社会の諸課題への関心を一層高め、個人を起点として、自立、協働の観点から、今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえつつ多様性を尊重し、合意形成や社会参画を視野に入れながら持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けた役割を担う主体となることについて探究を行う。

ア 地域の創造への主体的参画

イ よりよい国家・社会の構築への主体的参画

ウ 国際社会への主体的参画

<題材の例> 公共的な場づくりや安全を目指した地域の活性化、受益と負担の均衡や世代間の調和がとれた社会保障、文化と宗教の多様性、国際平和、国際経済格差の是正と国際協力... などについて探究

家族・家庭、生涯の生活の設計や消費生活等に関する個人を起点とした自立した主体となる力を育む家庭科、横断的・総合的な学習や探究的な学習を行う総合的な探究の時間などと連携

考えられる
学習活動の例

討論、ディベート、模擬選挙、
模擬投票、模擬裁判、
インターネットの事前・
事後の学習 など

関係する
専門家・機関

選挙管理委員会、消費者
センター、弁護士、
NPO など

※ 「公共」においては、教科目標の実現を見通した上で、キャリア教育の観点から、特別活動などと連携し、経済、法、情報発信などの主体として社会に参画する力を育む中核的機能を担うことが求められる。
※ 取り上げる事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示することなどが求められる。その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察し、事実を客観的に捉え、公正に判断することを妨げることのないよう留意すること。また、客観的かつ公正な資料に基づいて指導するよう留意すること。

「人間と社会の在り方」についての見方・考え方を働かせて、右の資質・能力を育む